

議案第 88 号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条第 3 項各号列記以外の部分中「第 23 条」の次に「、第 24 条」を、「第 27 条第 2 項」の次に「、第 28 条第 1 項」を加え、「及び第 4 項を除く」を「を除く」に改め、同項第 3 号を同項第 5 号とし、同項第 2 号を同項第 4 号とし、同項第 1 号を同項第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 法第 3 条第 2 項の規定により第 24 条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第 28 条第 1 項（外壁に係る部分に限る。）又は第 30 条第 4 項（外壁に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (2) 法第 3 条第 2 項の規定により第 24 条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第 28 条第 1 項（軒裏に係る部分に限る。）又は第 30 条第 4 項（軒裏に係る部分に

限る。) の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、外壁又は軒裏に係る規定が適用されないこととされる既存不適格建築物において、一定の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合に、引き続き当該規定が適用されないこととするため、この条例を制定するものである。